

令和元年 8 月 15 日

会員各位

鎌倉市医師会会長 山口 泰  
公衆衛生担当理事 今井 一登

難病医療費助成制度の対象疾病拡大に係る  
周知用リーフレットの送付について

神奈川県医師会を通じて、通知がまいりましたのでお知らせいたします。  
こちらは鎌倉市医師会HPにもアップロードしてありますので、ご確認ください。

---

日本医師会常任理事  
羽 鳥 裕

「難病医療費助成制度の対象疾病拡大に係る周知用リーフレット」の送付について

標記対象疾病の拡大等につきましては、令和元年 7 月 2 日付（健Ⅱ 4 3）によりご連絡申し上げたところであります。

今般、当該対象疾病の拡大について広く周知を図るため、厚生労働省において別添の周知用リーフレットが作成され、本会あてに周知協力方依頼がありましたのでご連絡申し上げますとともに、貴会あてに 1 部お送り申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管下郡市区医師会等に対する周知方について、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、本リーフレットは 日本医師会雑誌 8 月号 に同封し日医会員に送付されますことを申し添えます。

事 務 連 絡

令和元年7月9日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省健康局難病対策課

難病の患者に対する医療費助成制度の周知について

日頃から厚生労働行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）に基づく指定難病について、令和元年7月より新たに2疾病が追加され、計333疾病となりました。

つきましては、指定難病の対象疾病の拡大について、広く制度の周知を図る必要があるため、貴会会員の方々に対し、別添リーフレットを配布いただきますよう、特段のご配慮をいただきますようお願いいたします。

なお、本リーフレットにつきましては、厚生労働省HPからダウンロードすることが可能となっておりますので、併せてお知らせいたします。

○厚生労働省HPアドレス（「難病対策」で検索可能です。）

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/nanbyou/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nanbyou/index.html)

連絡先

厚生労働省健康局疾病対策課難病医療係

結城

T e l : 03-5253-1111 (内 2355)

E-mail : nanbyou02@mhlw.go.jp